

様式第4号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市教育大綱（案）】

つくば市総務部総務課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、「市の教育の目標や施策の根本的な方針を定める」ものとされ、総合教育会議の中で市長が策定することになっています。このため、市長、教育長、教育委員の計6名を会議構成員とする総合教育会議を、平成30年(2018年)5月から令和元年(2019年)10月までに計13回開催し、つくば市の教育の現状や課題の共有、PTA代表者や市立小・中学校長、市内の中高生などとの意見交換や、外部有識者による講演会・協議を行いながら、教育大綱案の策定を進めてきました。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

全ての市区町村

○ 未来構想における根拠又は位置付け

本大綱は、市の基本的な街づくりの指針である「つくば市未来構想」の「人を育み、みんなで支えあうまち」に位置付け、一人ひとりが幸せな人生を送れるよう、違いが受容され多様で豊かな個性が尊重されるとともに、保護者・学校・地域・行政がそれぞれ協力しながら、社会全体でこどもの育ちの場を支えていくことを目指します。

○ 関係法令、条例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む。)

教育の目標や施策の根本的な方針を定めることで、市が目指す教育について、市と市民及び教育に携わる全ての人との共通理解を深めることができる。